

令和3年度茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理実施計画

I 基本事項

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 対象区域

茅ヶ崎市全域

3 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

II ごみ処理実施計画

1 ごみ処理人口

242,505人（令和2年10月1日現在）

2 ごみの年間の排出量及び処理量の見込み

（単位：t）

区分		排出量及び処理量	
家庭系		61,829	
事業系		14,375	
合計		76,204	
内訳	燃やせるごみ	47,586	
	燃やせないごみ	4,165	
	大型ごみ等（大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ）	628	
	資源物	びん	2,197
		かん	858
		ペットボトル	778
		古紙類	8,758
		衣類・布類	1,183
		プラスチック製容器包装類	2,604
		廃食用油	81
		金属類（指定8品目）	87
		使用済小型家電	2
		剪定枝	7,277

3 ごみ処理に関する施策

(1) 基本方針Ⅰ「ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進」

- ① リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進
- ② リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進
- ③ リユース（繰り返し使う）の推進
- ④ リサイクル（資源として再生利用する）の推進
- ⑤ 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進
- ⑥ 受益者負担の適正化

(2) 基本方針Ⅱ「資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築」

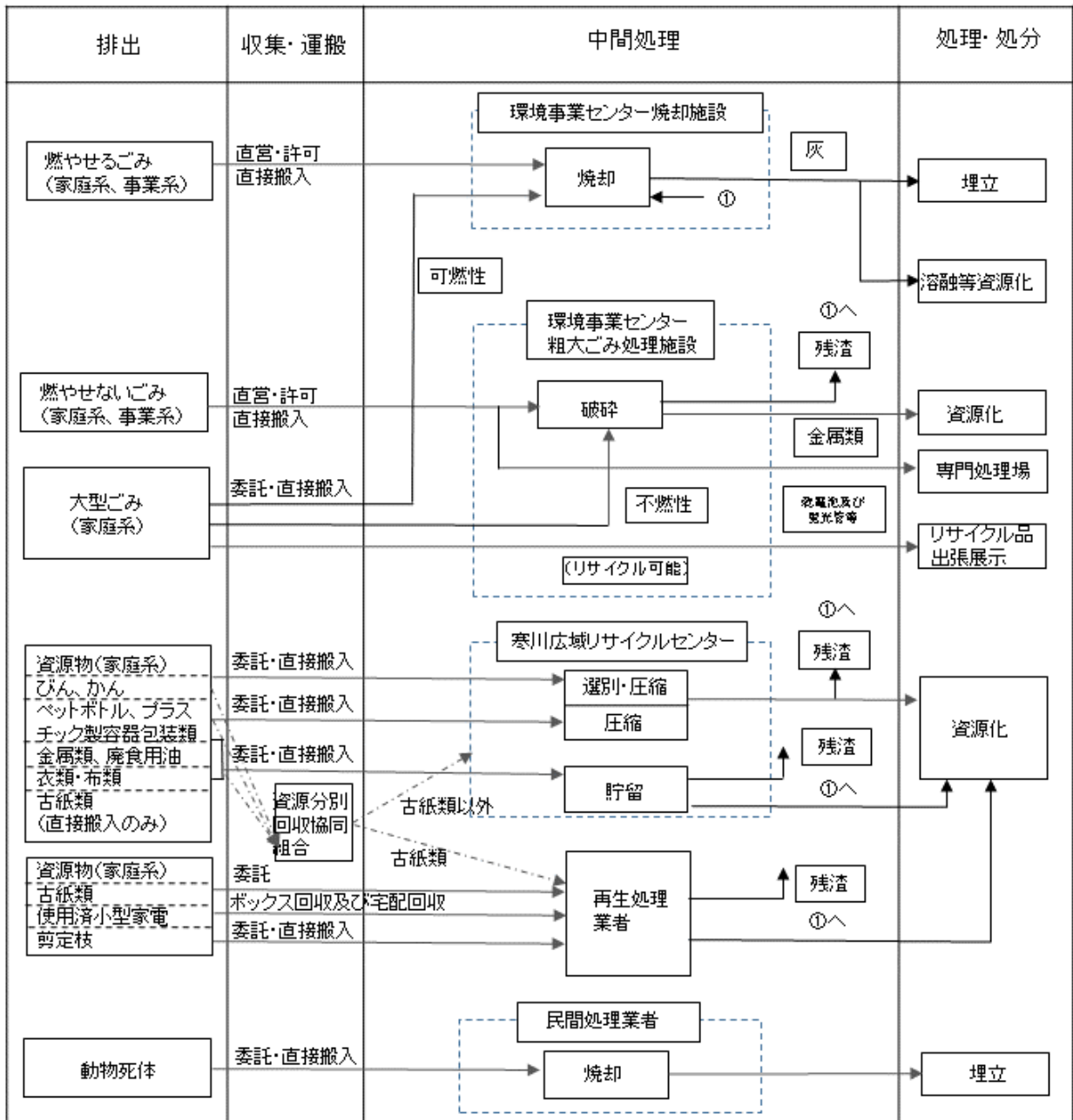
- ① 収集運搬（ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討、環境と安全に配慮した収集・運搬の実施）
- ② 中間処理（中間処理施設の整備、中間処理残渣の減量化・再資源化の促進）
- ③ 最終処分
- ④ 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理
- ⑤ 適正処理（処理困難物等の処理方法についての情報の充実、不法投棄に対する防止策の検討）

(3) 基本方針Ⅲ「市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立」

- ① 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実
- ② ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実

4 ごみ処理に関する計画

(1) フロー



(2) ごみの区分等

① 市が処理するごみ（家庭系）

区分	主な品目	排出方法
燃やせるごみ	生ごみ、落ち葉、紙など	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場に出す。 ▶生ごみの水分をよく切る。 ▶竹串などは先を折る。 ▶袋の口をしぼる。
燃やせないごみ	金属類、陶磁器、プラスチック製品など	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「燃やせないごみ」の集積場に出す。 ▶刃物や割れ物など鋭利なものは紙で包み、「注意」と表記する。 ▶袋の口はしぼる。
	蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で出す。 ▶購入時の箱などに入れてそのまま出す。 ▶箱がない場合は透明・半透明の袋に入れて出す。 ▶割れたものは他の「燃やせないごみ」と同じ袋に入れて出す。
	水銀式体温計	▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で透明・半透明の袋に入れて出す。
	乾電池、ボタン電池（CR・BR形式）	▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で透明・半透明の袋に入れて出す。
大型ごみ等	大型ごみ（一辺の長さが50cmを超え2m以下のもの）、特定大型ごみ、特定粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ▶電話で申し込む（1回の予約は5点まで、二重予約はできない）。 ▶茅ヶ崎市収入証紙販売所にて証紙を購入する。 ▶証紙に氏名を記入し、大型ごみ等に貼る。 ▶指定された日・場所に当日の午前8時30分までに出す。
資源物	びん	<ul style="list-style-type: none"> ▶「資源物」の集積場所に配布される青いコンテナに直接入れる。 ▶水ですすぐ。 ▶静かにコンテナに入れる。
	かん	<ul style="list-style-type: none"> ▶「資源物」の集積場所に配布される青いネットに直接入れる。 ▶水ですすぐ。 ▶静かにネットに入れる。 ▶つぶさない。
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ▶「資源物」の集積場所に配布される黄色いネットに直接入れる。 ▶水ですすぐ。

		<ul style="list-style-type: none"> ▶静かにネットに入れる。 ▶キャップ・ラベルを取り除く。 ▶つぶす。
古紙類	ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場 所に出す。 ▶たたんで、ひもで十字にしぼる。
	飲料用パック	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場 所に出す。 ▶洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋に入れ て出す。
	新聞（チラシ）	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場 所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。
	本・雑誌・雑紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場 所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。 ▶シュレッダーした紙や細かい紙などは透明・半透明の袋 に入れて出す。
衣類・布 類	衣類・布類	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出 す。 ▶なるべく晴れた日に出す。
プラスチ ック製容 器包装類	商品・製品などの 容器や包装でプラ スチック製のもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出 す。 ▶汚れを水ですすぐ、ふき取るなどして落とす。 ▶ひとつの袋に詰める（二重袋では出さない）。 ▶袋の口をしぼる。
廃食用油	サラダ油などの植 物性の食用油	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れず「資源物」の集積場所に直に出す。 ▶ペットボトル（スクリューキャップ式）に入れてふたを して出す。
金属類 （指定 8 品目）	なべ、やかん、フ ライパン、スプー ン、おろし金、焼 網、ボウル、ざる	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れず「資源物」の集積場所に直に出す。 ▶汚れを落とす。
使用済小 型家電	30 cm×15 cmの回収 ボックス投入口に 入り、奥行き 30 cm 程度の大きさで電 気・電池で動くも の	<ul style="list-style-type: none"> ▶回収ボックス設置場所の各施設開館時間内に回収ボック スに入れる。 ▶個人情報情報は消去する。 ▶電池（バッテリー）は取り外す。電池が取り外せないも のは、そのまま回収ボックスに入れる。
剪定枝	枝、幹、切り株	<ul style="list-style-type: none"> ▶電話で申し込む。

		<ul style="list-style-type: none"> ▶指定された日・場所に当日の午前8時30分までに出す。 ▶1本あたりの長さは1m以下で、太さは1cmを超え20cm以下とする。 ▶複数ある場合は、1束あたりの直径が35cm以下になるように紐で束ねて出す。
動物死体	動物の斃死体・轢死体、犬・猫等の小動物の死体	▶電話で申し込む。

[備考]

- 1 排出方法の詳細は「2021年度版ごみと資源物の分け方・出し方」による。
- 2 ごみと資源物は収集日の早朝から午前8時30分までに自治会指定の集積場所に出す（大型ごみ等、使用済小型家電、剪定枝を除く）。
- 3 集積場所は、主に自治会の申請により定められた集積場所であり、利用者で清潔の保持に努める。
- 4 「燃やせるごみ」には、衣類・布類で、汚れたもの及び壊れたもの、プラスチック製容器包装類で、汚れのついているもの、飲料用紙パックで内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるもの、並びに枝・幹のうち長さ1m以下で太さ1cm以下のものを含む。
- 5 「燃やせないごみ」には、形式記号がCRまたはBRのボタン電池、びんのうち乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含む。
- 6 「乾電池」には、ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池等の充電式電池及びボタン電池を含まない。これらの電池は、販売店に回収を依頼する。ただし、形式記号がCRまたはBRのボタン電池は「燃やせないごみ」とする。
- 7 「大型ごみ等」には、蛍光灯のうち長さ140cmを超えるもの及び枝・幹・切り株のうち長さ1mを超え2m以下で太さ20cm以下のものを含む。
- 8 「特定大型ごみ」とは、指定品目（安楽椅子、鏡付き化粧だんす、書棚、食器棚、寝台、卓、たんす、机）で一辺の長さが1mを超え2m以下のものをいう。
- 9 「特定粗大ごみ」とは、収集、運搬時に危険性があるもの（ガス調理機器、暖房機器（灯油又はガスを燃料とするものに限る。）、タイヤチェーン（金属製のものに限る）、鉄垂鈴、その他これらに類するもの）をいう。
- 10 「びん」には、乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含まない。
- 11 「飲料用紙パック」には、内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるものを含まない。
- 12 「衣類・布類」には、汚れたもの又は壊れたものを含まない。
- 13 「プラスチック製容器包装類」には、汚れのついているものを含まない。

② 市が処理するごみ（事業系）

区分	主な品目	排出方法
燃やせるごみ	生ごみ、落ち葉、紙など	<ul style="list-style-type: none"> ▶一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する ▶市の処理施設に直接搬入（自己搬入）する。 ▶集積場所の管理者（自治会等）の了解を得た上で、透明・半透明の袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出

		す。
--	--	----

[備考]

1 集積場所に排出された事業系の「燃やせるごみ」は、排出量調査の結果に基づき、その量が日量 10 kg以上の事業者に対して、1 kgにつき 25 円の一般廃棄物処理手数料を徴収する。

③ 市が処理できないごみ

区分	主な品目	排出方法
危険物・処理困難物	塗料及びその溶剤等	▶販売店や専門業者に処理を依頼する。
産業廃棄物	廃プラスチック類等法令で定めるもの	▶産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
広域認定制度対象品目	バイク、消火器、充電式電池、ボタン電池	▶製品の製造事業者等に処理を依頼する。
家電リサイクル法対象品目	特定家庭用機器	▶新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する。 ▶処分したい製品を購入した小売業者が分かる場合は、その小売業者に引取りを依頼する。 ▶郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル兼と処分したい製品を指定引取場所に持ち込む。
資源有効利用促進法対象品目	パソコン	▶製品の製造事業者や市協定事業者へ処理を依頼する。

[備考]

1 「危険物・処理困難物」とは、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年茅ヶ崎市条例第 1 号）24 条第 1 項の規定により適正処理困難物として指定しているものをいう。

(3) ごみの収集方法

① 定期収集

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）		
区域	市内全域（市内 8 地区）		
方法等	回数	燃やせるごみ	週 2 回
		燃やせないごみ	隔週に 1 回（第 5 週は除く）
		びん、かん、ペットボトル、古紙類、廃食用油、金属類（指定	隔週に 1 回

		8品目)	
		衣類・布類	月1回
		プラスチック製容器包装類	週1回
	体制	燃やせるごみ、燃やせないごみ	直営
		びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定8品目）	委託
	方式	ステーション収集	

[備考]

- 市内8地区及び各地区の収集日等の詳細「2021年度版ごみと資源物の収集カレンダー」による。

② 予約収集

区分	大型ごみ等、剪定枝、動物死体	
区域	市内全域	
方法等	回数	随時
	体制	委託
	方式	各戸収集

③ ボックス収集

区分	使用済小型家電	
区域	市内全域（29拠点）	
方法等	回数	随時
	体制	直営
	方式	拠点収集

[備考]

- 拠点（使用済小型家電回収ボックス設置場所）は、茅ヶ崎市役所、小出支所、茅ヶ崎駅前市民窓口センター、香川公民館、萩園市民窓口センター、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、図書館本館、青少年会館、うみかぜテラス（体験学習センター）、環境事業センター、浜須賀会館、海岸地区コミュニティセンター、小和田地区コミュニティセンター、小出地区コミュニティセンター、コミュニティセンター湘南、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、南湖会館、鶴嶺東コミュニティセンター、高砂コミュニティセンター、松浪コミュニティセンター、鶴嶺西コミュニティセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、イオン茅ヶ崎中央店、イオンスタイル湘南茅ヶ崎となる。

④ 安心まごころ収集

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定8品目）	
区域	市内全域（市内2地区）	

方法等	回数	燃やせるごみ	週 2 回
		燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）	隔週に 1 回
	体制	直営	
	方式	各戸収集	

[備考]

- 1 安心まごころ収集は、ごみと資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、声掛けを行いながらごみと資源物を各戸収集し、安否確認を行うもの。
- 2 市内 2 地区及び各地区の収集日等の詳細は安心まごころ収集専用カレンダーによる。

⑤ 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集

区分	-
区域	市内全域
方法等	各排出先より収集し、市内の処理施設、または、市外の処理施設（資源化施設）へ搬入

[備考]

- 1 区分（取り扱いできるごみ）は各許可業者によって異なる。

⑥ その他（ごみの直接搬入）

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等、動物死体	
区域	市内全域	
方法等	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等	茅ヶ崎市環境事業センターへ搬入
	動物死体	株式会社動物愛護の会へ搬入

[備考]

- 1 表中の「燃やせるごみ」には、(2)の㉔のごみを含む。

⑦ その他（資源物の直接搬入）

区分	びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）、剪定枝	
区域	市内全域	
方法等	びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）	茅ヶ崎市資源分別回収協同組合、または、寒川広域リサイクルセンターへ搬入
	剪定枝	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所へ搬入

(4) ごみの処分方法

① 燃やせるごみ

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	焼却後、埋立、熔融、焼成又はセメント化

[備考]

- 1 「燃やせるごみ」には、(2)の②のごみを含む。
- 2 (2)の②のごみの一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して神奈川県藤沢市（生ごみ）、愛甲郡愛川町（生ごみ）、足柄上郡松田町内（木くず）及び静岡県三島市（木くず）において資源化する。

② 燃やせないごみ

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	破碎後、資源化又は焼却（焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化）

③ 大型ごみ等

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	資源化又は茅ヶ崎市環境事業センターで前処理による破碎後に資源化若しくは焼却（焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化）

④ びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類

施設	寒川広域リサイクルセンター
方法等	選別、圧縮、形成（梱包）後に、売却し資源化

⑤ 古紙類（直接搬入分）、衣類・布類、廃食用油、金属類（指定8品目）

施設	寒川広域リサイクルセンター
方法等	売却し資源化

[備考]

- 1 定期収集した、または、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合に直接搬入された古紙類は、売却し資源化している。

⑥ 使用済小型家電

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	選別後に、売却し資源化

⑦ 剪定枝

施設	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
方法等	選別後に、破碎し資源化

[備考]

- 1 事業活動に伴い排出される「剪定枝」の一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して神奈川県横浜市、山梨県都留市及び富士吉田市内において資源化している。

⑧ 動物死体

施設	株式会社動物愛護の会
方法等	焼却後、埋立

[備考]

- 1 動物死体焼却処理後の灰の処分は、栃木県那須塩原市内の最終処分場に埋立している。

(5) 施設に関する事項

① 収集車両基地

施設名	茅ヶ崎市環境事業センター業務担当	
所在地	茅ヶ崎市萩園 1085 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）	
保有車両	2 t ロードパッカー	44 台
	2 t ダンプ	5 台
	軽四輪自動車	1 台
	軽トラック	4 台
	マイクロバス	1 台

② 焼却施設

施設名	ごみ焼却処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）
方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	360 t / 日（120 t / 日 × 3 炉）

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。

③ 焼却施設（動物死体）

施設名	株式会社動物愛護の会
所在地	茅ヶ崎市下寺尾 1551 番地
方式	バッチ式一括処理型燃焼式
処理能力	10-20 kg / 時（1 基）

[備考]

- 1 株式会社動物愛護の会は、一般廃棄物処分業許可（許可番号 S - 2 号）を有している。

④ 破碎施設

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）
方式名	破碎選別施設

処理能力	50 t / 日 (1 基)
------	----------------

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。

⑤ 資源物処理施設

施設名	寒川広域リサイクルセンター
所在地	寒川町宮山 2524 番地
方式	選別処理、保管
処理能力	55.5 t / 日

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。

⑥ 資源物処理施設 (剪定枝)

施設名	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
所在地	茅ヶ崎市赤羽根 3895 番地
方式	破碎選別施設
処理能力	149.27 t / 日

[備考]

- 1 株式会社都実業は、一般廃棄物処分業許可 (許可番号 S - 4 号) を有している。

⑦ 最終処分施設

施設名	茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場
所在地	茅ヶ崎市堤 1300 番地外
埋立容量	186,000 m ³

(6) その他

① 一般廃棄物収集運搬業の許可について

一般廃棄物の収集運搬については、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみで引き続き行うことが適切であるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行わない。

② 焼却処理後の灰の処分について

焼却処理後の灰の処分は、市の最終処分場のほか、次のとおり処理をおこなう。

- イ 群馬県吾妻郡草津町内の最終処分場に埋立
- ロ 茨城県鹿嶋市、栃木県小山市、愛知県名古屋市内で熔融処理
- ハ 埼玉県大里郡寄居町内で焼成処理
- ニ 山口県宇部市、大分県津久見市、新潟県糸魚川市でセメント化処理

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理人口

区分	処理方法	設置数・区域面積	人口（人）
生活雑排水処理	公共下水道	2228.23ha	233,182
	合併処理浄化槽	7,117 個	12,838
生活雑排水未処理	単独処理浄化槽		
	し尿汲み取り	399 個	560

2 し尿・浄化槽汚泥の年間の排出量及び処理量の見込み

(単位：kℓ)

区分	排出量及び処理量
し尿	1,635
浄化槽汚泥	7,500
合計	9,135

3 生活排水処理に関する施策

(1) 基本方針Ⅰ「公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進」

① 公共下水道（汚水）・合併処理浄化槽の普及促進（公共下水道（汚水）整備事業の推進、水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進、補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進）

(2) 基本方針Ⅱ「安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進」

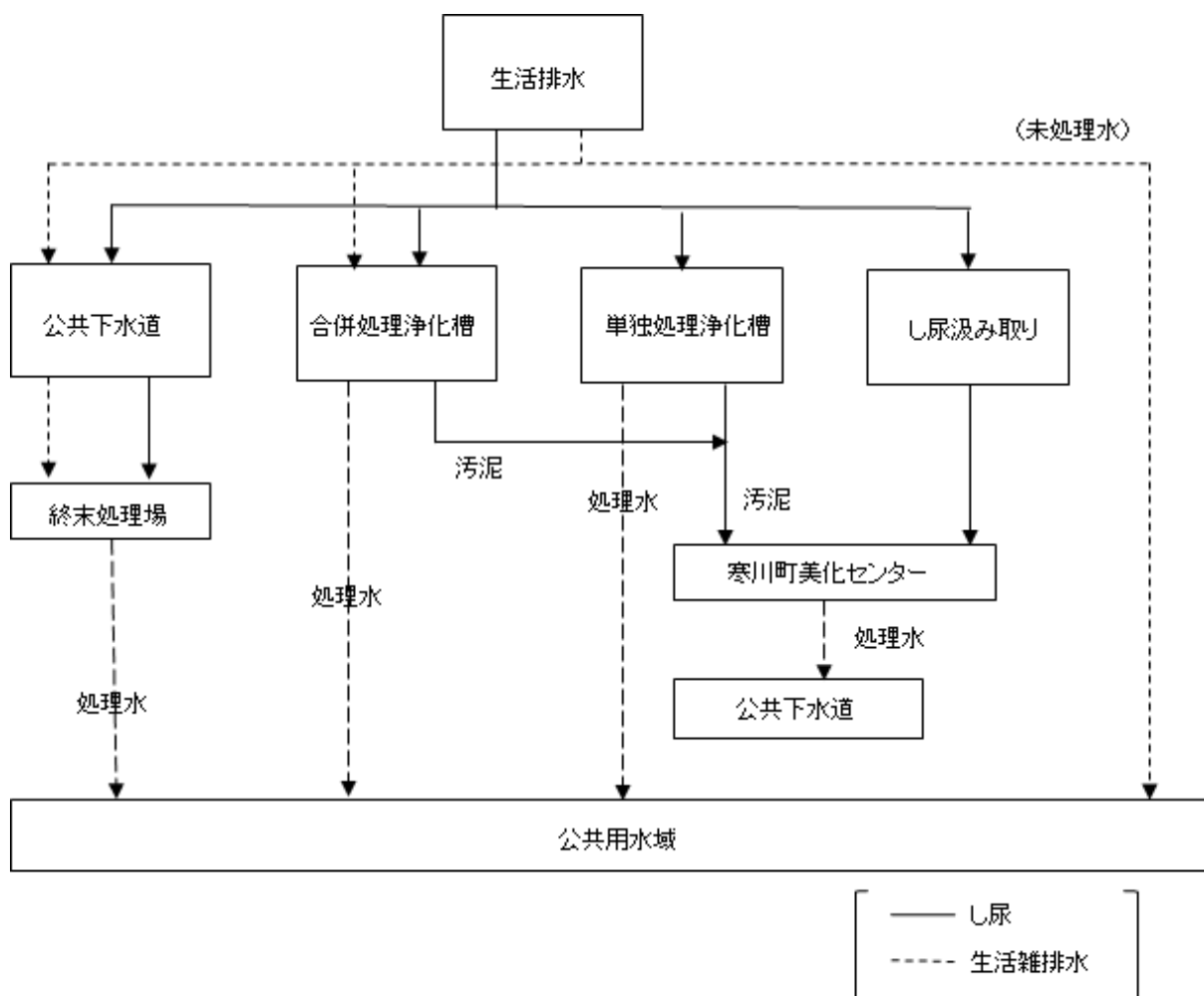
① し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画、し尿処理施設の適正な維持・管理）

(3) 基本方針Ⅲ「水環境の向上に向けた啓発活動等の推進」

① 啓発及び情報提供（浄化槽の清掃の啓発、広報紙等による情報発信）

4 生活排水処理に関する計画

(1) フロー



(2) 生活排水の処理方法

① 公共下水道

区分	し尿及び生活雑排水		
区域	市内全域		
方法等	収集・運搬	回数	-
		体制	-
	施設名	柳島水再生センター（終末処理場）、辻堂浄化センター（終末処理場）	

② 合併処理浄化槽

区分	し尿及び生活雑排水		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	年1回（浄化槽汚泥）

	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター	

③ 単独処理浄化槽

区分	し尿		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	年1回（浄化槽汚泥）
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター	

④ し尿汲み取り

区分	し尿		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	20日に1回
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター	

(3) 施設に関する事項

施設名	寒川町美化センター
所在地	寒川町田端 1578 番地 3
方式	高負荷脱窒素処理（循環加圧ばっ気処理方式）、下水道放流
処理能力	70kℓ/日（し尿 21kℓ/日、浄化槽汚泥 49kℓ/日）

[備考]

- 1 寒川町との広域処理を実施している。